

帝京平成大学

理事長 殿

2007年11月30日

警察大学校等跡地に

緑と青空の公園をつくる会

高円寺の環境を守る会

警察大学校等跡地開発に関する質問について

私たちは、中野区中野4丁目、警察大学校等跡地の開発計画に憂慮しているものです。

この開発計画は、公有地を基盤にし、都市計画道路、都市計画公園は税金で整備されます。一方、貴大学は、税金から補助金を受けています。この土地の購入についても、随意契約でおこなわれ、民間よりも優遇措置を受けています。そもそも大学の存在意義は、社会的な課題について、社会的解決にむけて教育・研究する役割ではないでしょうか。こうした点から言えば、貴大学には民間企業以上に、その社会的責任が求められています。

そこで、この開発に関連して何点か質問しますので、誠意ある回答をお願いします。

開発計画内容について

この開発地に隣接する高円寺北1丁目は、高さ制限10m、容積率150%、建坪率50%という非常に閑静な住宅地です。70年、80年と子どものころから過ごした高齢者も少なくありません。それだけに、貴大学の開発で、私たち周辺住民は風害、日影、自動車交通公害、公開空地の避難場所としての機能など、どのような影響がでるか大変心配しています。また、私たちは既存の樹木の保存、緑地の確保には強い要望をもっています。貴大学は、企業の社会的責任として、だれよりも真っ先に、それらの問題解決、要望の実現に取り組むべきと考えます。

質問1

2007年4月に都市計画決定された地区計画では、3～4haの防災緑地の確保、高さ制限、複数建築物による日影規制、壁面後退、病院・中学校への日影配慮等々、最低限守っていただかなければならないことが決められています。貴大学は、それを変更する方向で協議することを関係者に依頼しているのですか。

質問 2

この開発は、計画が決まってから住民へ説明するのではなく、どのようにすすめるのか住民へ情報公開を徹底し、住民とともにすすめるまちづくりに、貴大学の建学の精神、存在意義を発揮していただきたいと思いますが、いかがですか。

質問 3

大学として、地球環境の維持・保全、ヒートアイランド対策、災害時の都市機能をもったまちづくりに、住民とともに努力すべきだとは思いませんか。

開発協議会の対応について

公有地を使った開発に、多額の税金が使われて、税金を補助金を得ている大学が開発者、地方公共団体が計画をつくっているにもかかわらず、この開発をすすめる開発協議会は、周辺住民には、何が話し合われているか情報公開もされないというのは、住民として納得できるものではありません。そもそも非公開で進めなければならないようなものに、中野区を介在させ、税金を使ってコーディネータなどを派遣させるということ自体が問題です。中野区が会長、事務局で、区の税金を使ってコーディネータなどを派遣させている開発協議会は、全面的に住民に公開すべきであると考えます。

質問 4

「非公開」という意見が、どの事業者から出され、どういう理由で、どのようにして決定されたのですか。

質問 5

貴大学は開発協議会が「非公開」であるということについて、どういう立場・見解をお持ちですか。

質問 6

貴大学の社会的責任、建学の精神・存在意義を充分発揮して、開発協議会の全面公開を求めるべきではありませんか。

開発者協力金にたいする対応について

警大跡地の開発条件として「開発者協力金に関わる中野区との協議」が、入札案内されていました。中野区は、開発者からの寄附金として今年度 40 億円を見積もっている区民に説明しています。ご案内の通り、この開発者協力金は、中野駅前開発のために積立てるものです。そこに大学の予算から寄附をするなると、学生、父母、理事者、住民などに納得できる説明が求められると思います。

そこで、この協力金について、具体的にどのような対応をするのかお聞きします。

質問 7

中野区のと綱によれば、開発協力金は、「都市基盤施設等の整備等により特に著しい利益を受ける開発事業者等」から徴収することとしています。貴大学は、この開発により、どのような基準で「特に著しい利益」を得ていると判断されていますか。

質問 8

貴大学の予算を、中野駅前開発に使うことについて、学生、父母、理事者、住民などにどのような説明をされるのですか。

土壤汚染調査について

貴大学の購入跡地は、陸軍中野学校が使用していたと言われています。その後の警察学校が使用したときにも射撃場、自動車教習所などがありました。しかし、この跡地の土壤汚染調査は 50 メートルの網目点で、現行条例に比較して調査点が 1/25 と大変少なく抑えられています。警察病院建設時は、その調査結果で東京都の「適正」との判断を得ました。このようなやり方に、住民の不信が高まっています。

質問 9

貴大学は、「射撃場に係る鉛汚染調査・対策ガイドライン」等にそって、現行法令にもとづく調査をして大学関係者、周辺住民に、その結果を情報公開するべきではありませんか。

以上

なお、回答は文書で、12 月 14 日までに警察大学校等跡地に緑と青空の公園をつくる会・小木曾仁夫宛に、送付してください。